

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第13号
平成23年1月28日
警察庁交通局運転免許課長

指定自動車教習所における修了検定の実施に関する考え方について

指定自動車教習所における技能検定の実施については、道路交通法第99条の5及び道路交通法施行規則第34条に基づき運用しているところであるが、修了検定の実施に関して規定している同条第3項第1号の「前条第4項第1号ツに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了したものに限り行うこと。」については、

- ・ 前記ツに定める期間（普通自動車免許であれば9月。以下同じ。）内に基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に対して
- ・ 前記ツに定める期間内に修了検定を行うこと

と解するものである。

したがって、卒業検定を受けることができる期間であっても、既に教習を開始してから各免許に定める教習修了期間を経過した者に対しては、指定自動車教習所において修了検定を行うことはできないので、特に仮免許再取得者に対して修了検定を行うに際しては、運用上遺憾のないように配意されたい。